

排出ガスのクリーンな自動車に ステッカーを貼っていますか？

～自動車NO_x・PM法適合車ステッカーについて～

三重県の空気は以前に比べ着実にきれいになってきていますが、主要幹線道路を中心に、依然として大気汚染が存在しています。

大気汚染を改善し、よりよい環境とするために排出ガスのクリーンな自動車をさらに普及させるとともに、自動車NO_x・PM法の対策地域内における排出ガス規制に適合した自動車の使用を促進することが必要です。



自動車NO_x・PM法適合車ステッカーとは

自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している、排出ガスのクリーンな自動車を見分けることができるようにするためのステッカーです。



ポスト新長期規制に
適合している自動車用



新長期規制に
適合している自動車用



それ以外の自動車NO_x・
PM法の排出ガス規制に
適合している自動車用

ステッカーを貼るメリットとは

1

**運送業など自動車を
使用する皆様** 

ステッカーを貼ることで、自動車NO_x・PM法の排出ガス規制に適合している自動車を使っていることを示して、環境に優しい事業活動をしていることが対外的にPRできます。

2

荷主の皆様 

貨物の運送に使用されている自動車が排出ガス規制に適合していることを示すとともに、事業所の周辺等の大気環境の改善に貢献できるなど、環境に優しい事業者であることを対外的にPRできます。

ステッカー交付対象車等

対象地域：全国

対象車両：乗用車以外で車両総重量3.5t超のディーゼル自動車
(但し、その他の車両についても交付可能)

その他：既存の国土交通省低排出ガス認定車ステッカーを貼付している自動車は、
自動車NOx・PM法適合車ステッカーの貼付は不要

既存ステッカー

- ① 平成12年基準低排出ガス車
- ② 平成17年基準低排出ガス車
- ③ 低排出ガス重量車
- ④ 超低PM排出ディーゼル車



交付申請

1

交付申請書を書きましょう。

交付申請書の様式を下記の環境省または国土交通省のホームページからダウンロードするなどにより、交付申請書を書いてください。

2

添付資料を用意しましょう。

ステッカーの交付を受けようとする自動車の自動車検査証のコピー1部と切手を貼り付けた返信用封筒を用意してください。

3

交付申請書を郵送しましょう。

事業用自動車*の申請方法については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。自家用自動車*については、交付申請書、自動車検査証のコピー、切手を貼り付けた返信用封筒を同封して、郵送する封筒のおもて面に「自動車NOx・PM法適合車ステッカー交付申請書在中」と朱書きして、環境省まで郵送してください。

*自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄をもとに、ご確認ください。

4

ステッカーを受領したら、車体に貼り付けましょう。

ステッカーが届いたら、車体の見やすい位置に貼り付けてください。



ステッカーの交付対象や交付申請の問い合わせは、下記の環境省、国交省までお問い合わせください。

環境省水・大気環境局自動車環境対策課
住所〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話 03-3581-3351 (大代表) 内線 6529
Email kanri-jidosha@env.go.jp
ホームページ
<http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
住所〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話 03-5253-8111 (大代表) 内線 42533
Email dpr@mlit.go.jp
ホームページ
http://www.mlit.go.jp/jidosha/noxpm/houkoku/noxpm_sticker.html

三重県環境森林部地球温暖化対策室
〒514-8570 三重県津市広明町13 県庁8階
TEL: 059-224-2380 FAX: 059-229-1016
E-MAIL: earth@pref.mie.jp
「自動車排出ガス対策」ポータルサイト
<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/jidousyagas/>

